

長野市リフト付バスの利用について

長野市リフト付バスを利用希望される場合は、以下の事項に留意のうえ申し込みされるとともに、注意事項等を厳守のうえ有意義にご利用ください。

【利用するにあたって事前の団体登録が必要です】

リフト付バスの利用には団体登録が必要です。長野市リフト付バス利用団体登録申請書を出し、団体登録をしてください。（窓口：障害福祉課）

1 利用対象者

長野市に住所を有し、車いすを使用しなければ移動が困難な身体障害者が構成員を含む団体であり、身体障害者手帳の程度が**下肢又は体幹の機能障害3級以上の車いす使用者が2人以上いる場合**とします。ただし、営利を目的とする場合（営利を目的とする団体が主催又は共催する場合を含む）は利用できません。

2 利用日数・利用時間

- ・ 利用できる日数は、1団体につき同一年度に10日を限度とし、1か月2回までとします。
- ・ 利用時間は原則として午前8時30分から午後5時とし、宿泊を伴う利用はできません。（出発から帰着までが9時間30分間の範囲で、渋滞等考慮していただき、予め余裕のある行程を計画してください。）

3 運行範囲

バスの運行範囲は原則として長野県内（出発地から目的地まで100km以内）とします。近隣県への運行の場合も、出発地から目的地まで100km以内とします。

※計測について、この通知文の最後を参照

4 利用料

バス利用料は無料です。ただし、有料道路料金及び有料駐車場料金は利用者の負担となります。（有料道路利用の場合、現金払いとなります。）

5 リフト付きバスの定員

11人

（内訳）車いす固定4人・車いす以外7人（助手席使用）

※市では車いすの貸出しはしていません。

6 利用申込み方法（窓口：障害福祉課）

月によって利用できる日が限られています。予めご了承ください。

【申込の流れ】

1. 利用を希望する月の前月 21 日～28 日の間に、電話またはメールで受付します。
(電話の場合は、市役所開庁日に限る)
2. 予約(「1」の受付で予約)ができれば、利用日の 8 日前までに「利用申込書」を提出(FAX またはメール)してください。
3. 変更、キャンセル等は下記をご確認ください。

【利用申込書を提出される際に、注意いただきたいこと】

- ・ 利用日が晴天・雨天の影響で目的地の変更が予定される場合は、利用申込書をそれぞれ提出してください。
- ・ 目的地で、駐車場が必要な場合(ショッピングモール、美術館等)は、事前に利用する団体で、駐車場の確保・確認をお願いします。指定の駐車場がある場合は、「利用申込書」提出時に地図を添付してください。
- ・ 往路、復路での乗降場所は事前に申込をした場所のみとします。
- ・ 乗降場所は他の通行を妨げず、安全に一定時間停車して乗降出来る広い場所にしてください。
- ・ 運転手の指名はできません。

7 利用申込書提出後の変更・キャンセル(窓口：障害福祉課)

【A：目的地の変更】

利用日の 8 日前までに、再度、利用申込書を提出(持参・FAX・メール)してください。(利用当日の変更は不可とします。)

【B：経由地・出発時間の変更(A・C以外)】

利用日の前日の午前中(前日が土・日・祝日の場合は、直前の平日)までに、再度、利用申込書を提出(持参・FAX・メール)してください。ただし、前日の場合は、必ず電話連絡をしてから提出してください。(利用当日の変更は原則不可とします。)

【C：人数のみの変更】

利用日の前日の午前中(前日が土・日・祝日の場合は、直前の平日)までに、電話連絡をしてください。(利用申込書の再提出は必要ありません。)

【D：キャンセル】

利用日の前日の午前中(前日が土・日・祝日の場合は、直前の平日)までに、電話連絡をしてください。FAX・メールでの受付はできません。(利用当日のキャンセルは原則不可とします。)

※土・日・祝日の当日のキャンセルは委託先のバス会社へ直接連絡をしてください。

委託先：株式会社アリーナ 026-299-6200

8 利用時の注意事項について

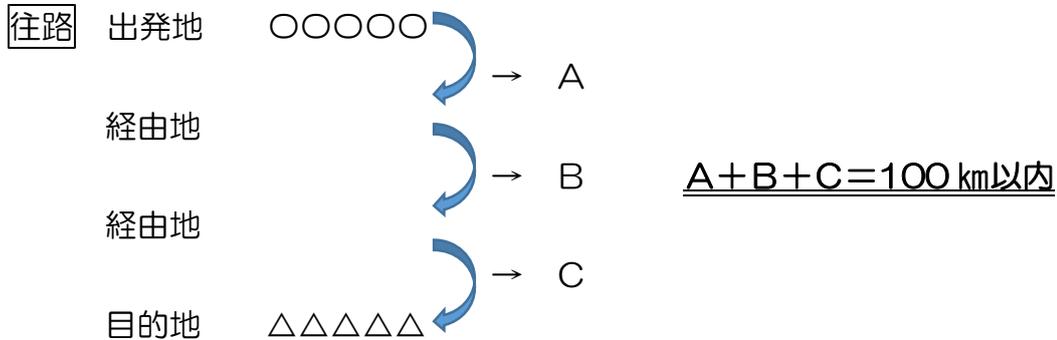
- ・ 車いす使用者の介助については利用される団体で必ず介助者を配置し、ケガ等がないようにご配慮いただきますようお願いいたします。（添乗者はおりませんが、リフト乗降時の操作についてはバスの運転手が行いますので指示に従ってください。）
- ・ 安全のため、車いす用の席を含むすべての座席で必ずシートベルトを装着してください。
- ・ 車内での飲食は出来るだけご遠慮ください（飲酒不可）。ただし、脱水症状等を防ぐための水分補給は可です。
- ・ 利用後は車内のゴミを必ず持ち帰るとともに、忘れ物等がないように確認してください。
- ・ **長野市では、ご利用中に起きたすべてのけが・事故に関して、一切責任を負うことは出来ませんのでくれぐれもご注意ください。**

9 その他

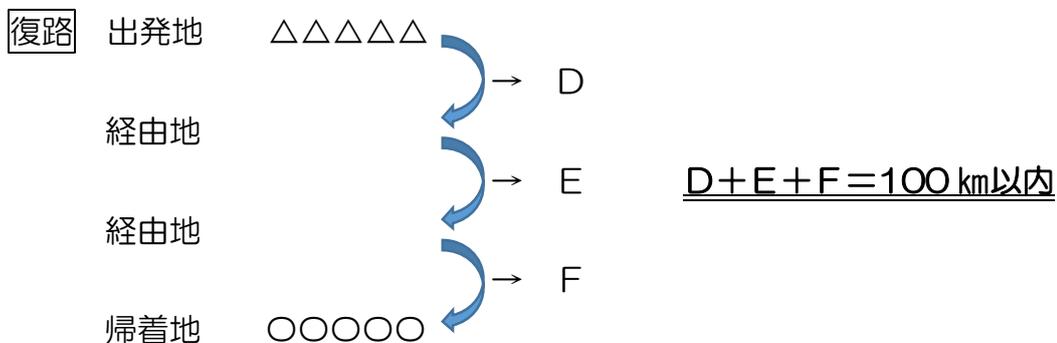
リフト付バスの運行は、長野市が実施している事業です（バスは市が所有し、運行管理業務を委託により実施しています）。市が定める利用要領等に基づき利用いただきますので、ご理解・ご協力をお願いします。

<運行範囲（100 km以内）について>

運行範囲は、出発地から目的地（往路、復路それぞれ）まで 100 km以内で計画をお願いします。
経路地も計測しますので、ご注意ください。計測方法は下記のとおりです。



※△は同じ場所と想定
(違う場合は相談してください。)



問い合わせ先

長野市役所 障害福祉課

〒380-8512

長野市大字鶴賀緑町 1613 番地（市役所第二庁舎 1 階）

電話：026-224-5030

FAX：026-224-5093

E-mail：shougai@city.nagano.lg.jp